

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$ 〔平成20年4月1日から 平成27年3月31日ま での住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	左に同じ	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であって、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	1,000本につき860円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 411円)	1,000本につき1,504円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 716円)	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し 3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円 〔1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する〕	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 取得税	$\frac{3}{100}$ 〔軽自動車以外の自家用 自動車 当分の間 $\frac{5}{100}$ 〕 〔電気自動車 平成24年4月1日から 平成27年3月31日ま でに取得した中古車 取得価額から45万円 控除〕 〔天然ガス自動車 平成24年4月1日から 平成27年3月31日ま でに取得した中古車でポ スト新長期規制からN Ox10%以上低減車 取得価額から45万円 控除〕	左に同じ	申告納付 1. 道路運送車両 法第7条<新規登 録>の規定によ る登録又は同法 第97条の3<軽自 動車の使用の届 出等>の規定に よる届出がされ る自動車に係る 自動車の取得 登録又は届出 の時 2. 道路運送車両 法第13条<移転 登録>の規定に よる登録を受け るべき自動車の 取得 登録を受ける べき事由があつ た日から15日 を経過する日 3. その他の自動 車の取得 取得の日から 15日を経過する 日	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害 者又は精神障害者 のために当該重度 身体障害者又は精 神障害者と生計を 一にする者が運転 する自動車を取得 した場合(重度身 体障害者で年齢18 歳未満のもの又は 精神障害者と生計 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及 を一にする者が当 該自動車を取得し た場合を含む)及	取得価 額につい て50万円 以下 (平成30 年3月31 日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ガソリン自動車 ハイブリッド自動車 (1) 車両総重量が2.5t以下の自動車であって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 及び軽自動車 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 及び軽自動車 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除				び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得 5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得 6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
(2) 車両総重量が2.5t超3.5t以下バス・トラックで平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 及び軽自動車 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から30万円控除 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成27年度燃費基準達成車又は平成17年低排出ガス基準50%以上達成かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 及び軽自動車 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から15万円控除					

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	プラグインハイブリッド自動車 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除				
	クリーンディーゼル乗用車 車両総重量が3.5t以下のディーゼル乗用車であって、平成21年度自動車排出ガス規制に適合している自動車のうち平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車 取得価額から45万円控除				
	ディーゼル車 ハイブリッドディーゼル車 (1) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+10%達成車 車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から45万円控除 (2) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準10%達成車 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{0.75}{100}$ 自家用 $\frac{1.25}{100}$				
	平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から30万円控除 (3) ポスト新長期規制からNOxかつPM10%低減し、かつ平成27年度燃費基準達成車又はポスト新長期規制に適合し、かつ平成27年度燃費基準+5%達成車 車両総重量が2.5t超3.5t以下のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$				
	車両総重量が3.5t超のディーゼルのバス・トラック等 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した新車 営業用 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得した中古車（ハイブリッドディーゼル車に限る） 取得価額から15万円控除				